

# 小松市被災宅地等復旧支援事業（令和6年能登半島地震）

令和6年能登半島地震により発生した宅地被害において、早期の宅地復旧と被災者の負担軽減を図るため、個人施工の復旧工事等に対する費用の一部を支援するもの

## ◆対象者

市内にある被災した宅地の所有者、管理者又は占有者（管理者又は占有者は、所有者の工事の施工について承諾を得たものに限る）

## ◆対象宅地

令和6年能登半島地震発生時に住宅（民間企業や団体等の住宅や寮は含まれない）の用に供されていた土地

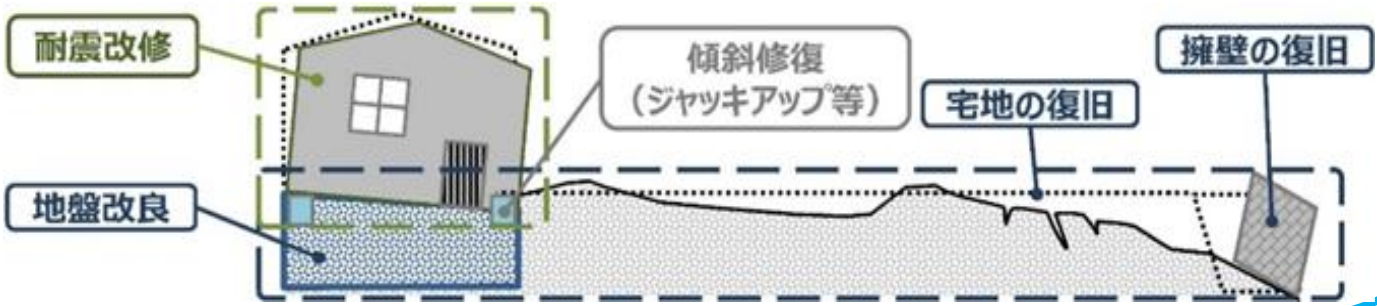
- 戸建住宅 ●アパート及びマンション（1宅地、1所有者とみなす）
- 併用住宅のうち住宅の用に供する部分

## ◆対象外宅地

- 住宅となる家屋がない倉庫・納屋 ●店舗 ●事業所・事務所 ●工場 ●事業用倉庫 ●社宅
- その他 住宅とは認められない建築物

## ◆対象工事

- ①のり面の復旧工事
  - ②擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去及び擁壁に関する排水施設設置工事を含む）
  - ③地盤の復旧工事（陥没への対応工事を含む）
  - ④地盤改良工事 液状化が発生した区域における再発防止のための住宅建屋（住宅及び住宅に付属する用途に供する建築物）下の地盤改良工事
  - ⑤住宅基礎の傾斜復旧工事 住宅建屋の基礎の沈下又は傾斜を修復する工事（ジャッキアップ等）
- ※上記に関する調査及び設計費を含む
- ※復旧工事は原型復旧を基本とするが、構造基準を満たすものへの変更は対象とする
- ※令和6年能登半島地震により被災した宅地の復旧工事等であって、既に工事が完了しているものを含む
- ※傾斜修復工事は、「被災住宅耐震化促進事業」の併用不可とする



## ◆補助額

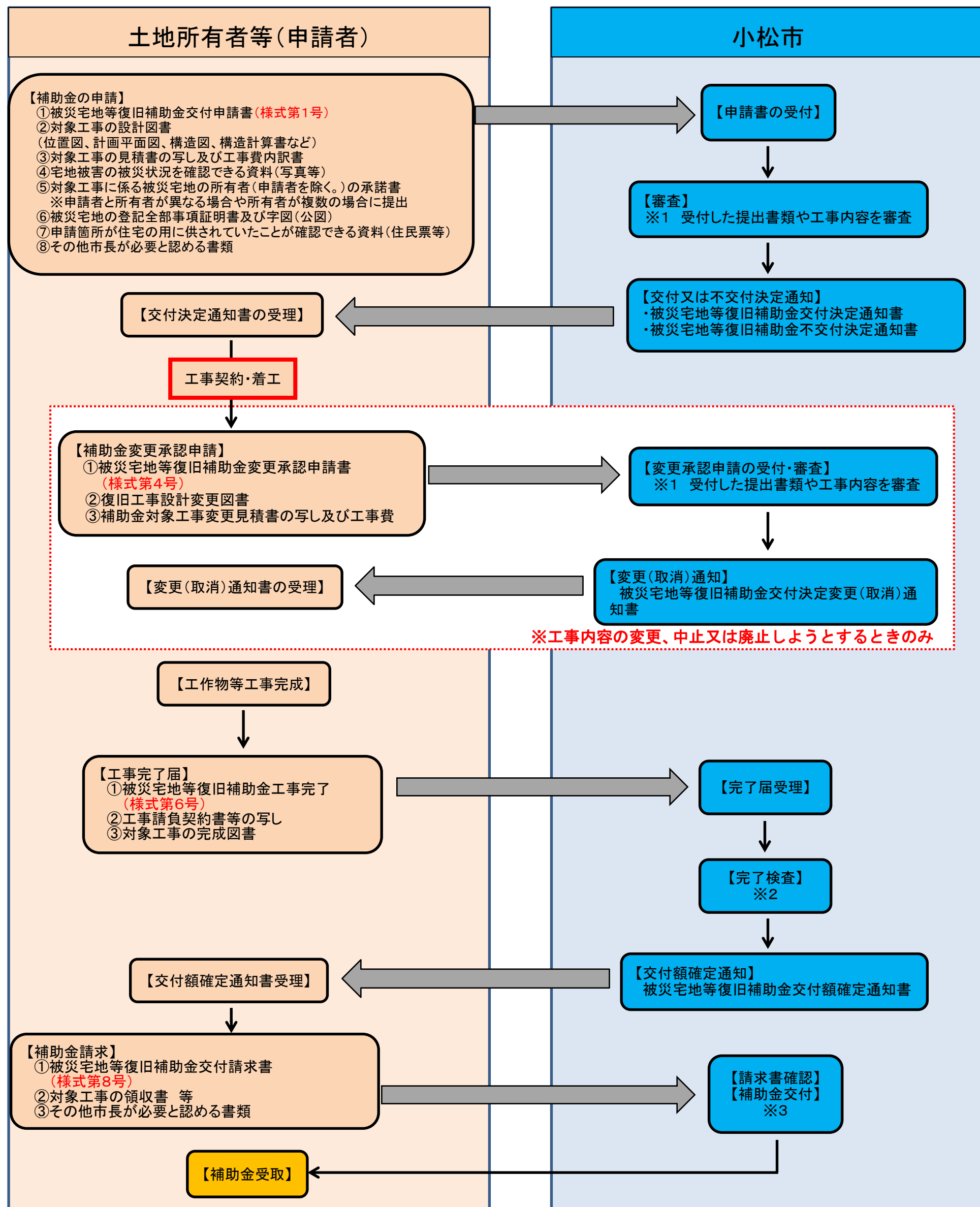
対象工事費から50万円を控除した額の2/3

※工事費が1,200万円以上の場合、補助額は766万6千円を限度とします

| 工事实額  | 50万円 | 100万円  | 200万円 | 500万円 | 800万円 | 1,000万円 | 1,200万円 |
|-------|------|--------|-------|-------|-------|---------|---------|
| 個人負担額 | 50万円 | 66.7万円 | 100万円 | 200万円 | 300万円 | 366.7万円 | 433.4万円 |
| 補助金額  | 0円   | 33.3万円 | 100万円 | 300万円 | 500万円 | 633.3万円 | 766.6万円 |

申請・問い合わせ先  
小松市役所 2F 都市創造部 建築住宅課 TEL：0761-24-8106

# 小松市被災宅地等復旧支援事業の補助金交付手続きの流れ



※1 審査にあたっては、申請箇所が公共事業の対象箇所・区域でないかに留意すること。また、必要に応じ、現地審査を行うこと。

※2 審査にあたっては、現地審査を行うこと。

※3 申請者が偽り或其他不正な手段により補助金の交付を受けたと判断した場合は、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

《遡及適用について》

- ・既に復旧工事等を行っている場合であっても、令和6年能登半島地震により被災した宅地であることが確認できれば補助対象とする。
- ・写真等により被災した宅地であることが確認できない場合は、地元町内会や地域住民からの聞き取り等により対象宅地であることを市が判断する。
- ・遡って申請する場合であっても、申請手順は同一であるが、補助金を早期に交付できるよう交付申請時の審査と交付時の審査を同時に行うなど、事務の効率化に努めても差し支えない。